



メルボルン日本人学校

服装規定に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

本方針は、メルボルン日本人本校 (JSM) の児童生徒の服装と身だしなみに関する要件を規定することを目的とする。

適用範囲

児童生徒は、通学中、就学時間内、および本校の教育活動への参加中、本服装規定に関する方針を順守することが求められる。

方針

一般的な身だしなみ

児童生徒は、就学時間内、通学中、または本校の教育活動への参加中、安全かつ児童生徒としてふさわしい服装をしなければならない。

児童生徒としてふさわしい服装とは、過度な露出が無く、下着が見えないよう配慮した服装を指す。

アクセサリーおよび化粧品

児童生徒のアクセサリー、ピアス(スタッドピアス、リングピアス等)といった装飾品の着用は禁止とする。腕時計のみは認められるが、スマートウォッチなど時計以外の機能を備えたものは禁止とする。

マニキュアを含む化粧をしての登校は禁止とする。

頭髪および紫外線対策

アタマジラミの拡散を予防し、児童生徒の安全を確保するため、肩にかかる、あるいは肩より長い頭髪は後ろで束ねるものとする。

帽子は一年を通して屋外で着用し、屋内では脱帽する。

9月1日から4月30日までの期間中の屋外活動においては着帽し、日焼け止めを使用しなければならない。

屋外活動中はサングラスを着用してもよい。

承認

作成日	2024 年 11 月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024 年 11 月
再評価予定日	2026 年 11 月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。